

# 福 小児マル福制度のご案内



正式名称:小児医療福祉費支給制度

- ▼ 対象になるかた：健康保険に加入をしており、出生から18歳に到達した最初の3月31日までの児童
- ▼ 日立市独自の制度：所得制限の撤廃、自己負担金の助成、入院時の食事代の助成

<p>受給者証を もらう</p>	<p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉を持参します。 ※未申請のかたには、出生届または転入届後2週間以内に案内を送付します。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険証 ②マイナンバーが分かるもの ③申請者の本人確認ができるもの ④市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書 (④は転入されたかたのみが必要なものです)</p>				
<p>受給者証を 使う</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="343 667 459 969"> <p>県内</p> </td> <td data-bbox="459 667 1505 969"> <p>『健康保険証』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口に提示してください。 医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。 (薬局では、自己負担金の支払いはありません。)</p> <p>外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで 入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで 残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 969 459 1155"> <p>県外</p> </td> <td data-bbox="459 969 1505 1155"> <p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。 医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。 後日、窓口で支給申請が必要です。</p> </td> </tr> </table> <p><u>マル福制度が使用できないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*健康保険証が使用できない診療や薬</li> <li>*学校・幼稚園・保育園などの管理下(授業、部活動、登下校など)でのケガや病気 →マル福制度の代わりに災害共済給付制度(スポーツ保険)を使用します。詳しくは 学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。</li> </ul> <p><u>マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気</li> </ul>	<p>県内</p>	<p>『健康保険証』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口に提示してください。 医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。 (薬局では、自己負担金の支払いはありません。)</p> <p>外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで 入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで 残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p>	<p>県外</p>	<p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。 医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。 後日、窓口で支給申請が必要です。</p>
<p>県内</p>	<p>『健康保険証』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口に提示してください。 医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。 (薬局では、自己負担金の支払いはありません。)</p> <p>外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで 入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで 残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p>				
<p>県外</p>	<p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。 医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。 後日、窓口で支給申請が必要です。</p>				
<p>支給申請 をする</p>	<p>◇県外での診療などにより、受給者証を医療機関の窓口で使用できなかったとき ◇入院をして食事代が発生したとき →国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所で支給申請が必要です。 マル福助成分の医療費や、入院時の食事代が支給されます。</p> <p>※申請期限：診療月から5年間</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①領収書(受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの) ②保護者の銀行口座がわかるもの ③受給者証 ④健康保険証</p> <p>〈持っている場合に必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療(調剤)明細書</li> <li>・保険者からの高額療養費、付加給付金、家族療養費などの支給額がわかるもの</li> </ul>				

## 自己負担金の助成を受ける

日立市では、市独自の制度により外来自己負担金（1日600円）や入院自己負担金（1日300円）の助成を行っています。助成を受けるためには「医療福祉費自己負担金支給申請書」を国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に提出するか、電子申請での口座登録が必要です。

**※同世帯の保護者のかたの口座を登録します。**

**※口座内容や助成金の受取人の変更をするときには再度、申請が必要です。**

医療機関での支払い方法	助成方法	備考
受給者証を使用して受診し、 支払い額が <u>600円</u> のとき <small>※未振込みの場合にはお問い合わせください。</small>	登録口座に <b>自動振込み</b>	・診療後3か月程度で口座へ振込みます ・支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。
・受給者証を使用しなかったとき <small>（県外での受診を含む）</small> ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき ・令和2年4月からの入院食事代 ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金	窓口での <b>手続き</b> が必要	国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。 《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間

## 受給者証を更新する

受給者証は毎年、誕生月の翌月（1日生まれは誕生月）に更新があります。

**通知日：有効期間が終了する月の下旬**

\*自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。

\*窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。

※**小学校終了時の更新時**は、市単独制度への切り替えがあるため有効期間が3月31日までとなります。4月1日からの受給者証は3月下旬にご案内します。

## 受給者証の内容を変更する

受給者証には氏名、住所、健康保険証の情報などが記載されています。

**健康保険の変更**などにより記載内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、電子申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。

〈必要なもの〉

- ①健康保険証 ②医療福祉費受給者証 ③申請者の本人確認ができるもの

**電子申請をご利用ください!**

- ・保険証や住所等の資格内容変更
- ・受給者証の再交付
- ・自己負担金の口座登録



ホームページはこちら

上記の手続きについては、電子申請が可能です。  
マイナンバーカードをご準備の上、日立市ホームページ内の電子申請リンクからご申請ください。

**お問い合わせ先**

〒317-8601

日立市助川町1丁目1番1号

日立市 保健福祉部 国民健康保険課

医療福祉係

電話 0294-22-3111 内線 204・205

IP 050-5528-5078